

議会運営委員会行政視察報告

議会運営委員長 渡辺 仁

- 【視察日程】 平成 28 年 11 月 9 日（水）～10 日（木）
- 【視察委員】 渡辺仁委員長，小山進副委員長，渡辺均委員，佐藤耕一委員，古泉幸一委員，吉田孝志委員，皆川英二委員，五十嵐完二委員，野本孝子委員，南まゆみ委員，山際務委員，串田修平委員，竹内功委員
- 【視察地】 神奈川県川崎市，静岡県静岡市
- 【調査事項】 議会運営全般について
陳情書の処理・取り扱い（申し合わせなど）について

はじめに

BRT 新バスシステム導入が検討されるようになってから，本市議会への市民からの請願，陳情が急増するようになった。付託するかどうかについて，議会運営委員会は毎回審議し，決定してきた。本市議会は市民からの請願，陳情は，要件が整っていれば基本的にすべて付託することとしてきたが，「同趣旨」「その後，特段の状況の変化がないもの」「一時不再議」等を理由に付託しないものも出てきた中で，他の議会での対応を調査，研究のため，行政視察を行うこととした。

○神奈川県川崎市

1 請願，陳情の取り扱いの概要（議会運営の手引き第 10 章第 1 節請願，陳情の取り扱いについてに基づく対応）

- (1) 請願・陳情の取り扱いの差異はない。
 - ① 受理・処理件数（平成 27 年 5 月～28 年 10 月）
 - ・請願：受理 29（採択 6・不採択 4・取り下げ 1・継続 17）
 - ・陳情：受理 63（採択 12・不採択 13・取り下げ 3・継続 26・付託せず 7（県外））
 - ② 付託しないもの
 - ① 「基本的人権を否定するもの」「著しく個人，団体等を誹謗，中傷するもの」「採択，不採択等の議決のあったもので，その後，特段の状況の変化がないもの」「提出者が県外のもの」など。
 - ② 平成 24 年「請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方」の検討協議会で 3 項目を見直す。
 - ・意見書の提出を願意とする陳情については，委員会付託をしない。
 - ・意見書の提出を願意とする請願の委員会審査は，部長級以下の職員とする。

・委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情については、不採択にできる。

※この3項目については、本市議会にはない

(3) 審査方法

「提出者の趣旨説明なし」「現場を視察できる請願，陳情は視察後審査をする」「陳情は委員会の結論を議会の結論とする」などは，本市議会とは異なっている。

2 議会運営について

(1) 一般質問・代表質問について

① 代表質問は，各党派（無所属はなし）1人，毎定例会2日間，一括・一問一答・分割を選択。2日間で代表質問の総時間を660分とし，各党派の所属議員数により比例配分。（自民党232分・公明党158分・民進134分・共産134分）

② 一般質問は，4日間，1人持ち時間30分（やり取り含めて），1日13人位が質問するので，ほぼ全議員が質問に立つ。一般質問は3～4項目で，質問して答弁するだけ。

(2) 委員会における予算，決算の審査方法について

① 当初予算は，予算審査特別委員会を全議員で構成し，議場で4日間開催，自席による個人質疑を行う。

② 補正予算は，各常任委員会。本市議会と同じ。

③ 決算は，決算審査特別委員会を全議員で構成。全体会1日目は，財政局長の説明を受けて分科会設置。全体会2日目は，分科会報告，市長が出席する総括質疑，及び採決を行う。

3 所見

「議会によって違う」ということが分かった視察になった。特に一般質問・代表質問の形式は本市議会と大きく異なっており，本市議会しか知らず，井の中の蛙の状態だったことを痛感した。2日目の静岡市とも違いがあり，改めて行政視察の必要性・重要性を感じた。

それぞれの議会が，議会の果たすべき役割を検討し議会改革を行ってきて，現在の到達になっていると思う。各議会の「違い」は「違い」として参考にしながら，本市議会もさらなる改革を進めていかなければならないと思った。今，議会に対して市民が持つ「不満」は，①議会が何をしているのか伝えよ②行政のチェック機能を果たせ③議員のモラルを引き上げよ④議会内での取引でなく，市民の前での議論で議会を運営せよ⑤議会・議員の政策能力を



高めよ、などであり、これらのことがそのまま議会改革の課題になると考える。真に市民のための議会になるよう、視察で見た「違い」を参考に取組んでいかなければと思った。

○静岡県静岡市

1 静岡市について

平成 17 年 4 月、全国で 14 番目の政令指定都市となった静岡市は人口約 71 万人、市域面積は約 1,411 km²で、温暖な気候で全国一のお茶の集散地となっているほか、観光資源として南アルプス国立公園や三保松原など風光明媚な自然景観に恵まれている。

2 市議会について

- (1) 条例定数は 48 人（現員数 47 人）で 7 つの会派がある。
- (2) 常任委員会は 6 つで特別委員会は総合治水及び災害対策、中山間地活性化、産業振興策、観光交流事業の 4 つで構成されている。なお、特別委員会は議長、副議長、監査を除いた議員で構成される。
- (3) 委員会室が 3 室のため、6 常任委員会を二つに分け、それぞれの審査日（1 日のみ）で使用する。なお、開会 1 週間に議案説明会を開催し会派ごとに勉強会を行うことにより委員会審査当日に委員会採決まで終了している。
- (4) 本市における「一般質問」は静岡市議会において「総括質問」と称し、一括質問もしくは一問一答のいずれかを通告時に選択する。発言回数については一括質問の場合は 3 回まで、一問一答については制限なしであるが、質問時間はともに制限時間がある。

3 議会改革について

- (1) 平成 24 年 10 月に静岡市議会基本条例を制定し、本年 9 月に議会改革への取り組みとして活動を取りまとめ報告書を作成している。
- (2) 政務活動費の交付先は会派であり、総括質問における時間配分や委員会委員を選任する際にも会派を基本に選定するなど、会派を議会における重要な基本単位としている。
- (3) 議員発議条例検討時において意見交換会を開催し、広く市民の皆さんに参加を呼びかけており、パブリックコメントも実施している。
- (4) 産業振興策調査特別委員会において政策提言の作成に向け、市内産業の実情等を把握するため管内視察及び各団体と意見交換会を実施している。
- (5) 若い世代に向けても市議会の存在をアピールするため、従来からの電車、駅などに加え、平成 27 年度からは大学や短期大学などに、更に 28 年度からは高等学校にも議会開催告知ポスターを掲示している。

4 請願、陳情について

- (1) 請願は本会議に上程されるが陳情は本会議に上程されない。なお、郵送による陳情は

供覧が基本であるが、付託されることもある。

- (2) 付託先は議会運営委員会で決定する。
- (3) 議案審査前に趣旨説明の場を設けている。
- (4) 内容について市で処理できないものは付託しない。
- (5) 同内容のものについて1年間は付託しない。

5 所見

議会改革についてはそれほど先行しているとの感覚ではないが、「監視権の活用による議会改革」として議員発議条例等により議会の存在感を示すことが議会の監視権が目指す「長に対する抑制効果」にもつながるとのことが印象的であった。

また、本市でも決算特別委員会の審査に当たり毎年のように要望として挙げられている主要施策成果説明書において成果指標を用いたアウトカムを追加して記載することを当局に求め、既に実現していることは評価できる。

なお、今回の視察においては請願、陳情の取り扱いについて詳しく知りたいところであったものの、年間で寄せられる件数が本市に比べ著しく少なかった。しかしながら、同趣旨のもの取り扱いについて話を伺うことができたことから今後の参考としたい。

